

議第107号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年4月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成26年3月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「マンション建替組合」の右に「およびマンション敷地売却組合」を加える。

第39条の2第3項中「供する」の右に「耐震基準適合既存住宅（」を、「をいう」の右に「。第39条の15の2第1項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同項において「耐震基準」という。）に適合するものとして政令で定めるものをいう」を、「第39条の12第2項」の右に「および第39条の15の2第1項」を加え、同条第11項中「、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条第1項において準用する土地区画整理法第94条の規定による清算金」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第39条の12第2項中「既存住宅等（既存住宅）」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅）」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第39条の15の次に次の1条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の15の2 個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅を取得した者の氏名および住所
- (2) 当該住宅の所在地、家屋番号、構造および床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅に係る耐震改修の完了年月日
- (5) 当該住宅を自己の居住の用に供した年月日

3 住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、当該住宅に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅を取得した者の氏名および住所
- (2) 当該住宅の所在地、家屋番号、構造および床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅に係る耐震改修の完了予定年月日
- (5) 当該住宅を自己の居住の用に供する予定年月日

5 第39条の14の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。

6 住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、当該徴収金のうち同項の規定により減額すべき額に相当する金額を還付する。

7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 第6項の還付の申請をする者は、第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

第39条の16の4の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第1項中「第8条第1項または第11条の12」を「第11条の14」に、「農地保有合理化法人または農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が同法第4条第2項第1号」を「農地利用集積円滑化団体または農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロ」に、「（同条第1項）を「または同法第7条第1号に掲げる事業（それぞれ同法第4条第1項）に、「第4条第2項第3号」を「第7条第3号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条第2項、第4項、第6項および第8項中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改める。

付則第7条の4第1項および第2項ならびに第8条第9項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

付則第8条の2第2項中「第2項」の右に「、第39条の15の2第1項」を加える。

付則第9条の4第1項中「から第17項まで、第21項および第22項」を「、第17項、第18項、第22項および第23項」に、「第18項から第20項までおよび第23項から第38項まで」を「第16項、第19項から第21項までおよび第24項から第39項まで」に改め、同条第8項中「第17項第2号、第19項もしくは第22項第1号」を「第18項第2号、第20項もしくは第23項第1号」に、「第70条の4第29項もしくは第30項」を「第70条の4第30項もしくは第31項」に改める。

付則第10条の2の2第1項中「自家用の自動車」を「営業用の自動車」に、「で軽自動車」を「（軽自動車）に、「」以外のもの」を「以下この項において同じ。）を除く。）および軽自動車」に、「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2項中「率に4分の1」を「率に100分の20」に改め、同条第3項中「率に2分の1」を「率に100分の40」に改める。

付則第10条の3第1項中「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）に、「、メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）に、「およびガソリン」を「をいう。次項において同じ。）およびガソリン」に、「第3項において」を「次項および第4項第3号において」に改め、「字句は、」の右に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第1号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
-------------	--------	--------

	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第61条第1項第1号イ	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第61条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第61条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円

	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第61条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第61条第1項第4号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円
第61条第1項第5号ア	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円

	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
第61条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第61条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

付則第10条の3第3項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「第10条の3第1項」の右に「または第2項」を加え、「同項」を「付則第10条の3第1項または第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車ならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第61条第1項第1号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円

	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第61条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第61条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円

	29,000円	31,900円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第61条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第61条第1項第4号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第61条第1項第5号ア	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第61条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第61条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

付則第10条の3第4項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の右に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第2号中「平成21年10月1日（」の右に

「同法第40条第3号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号および第6項第5号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の右に「および第6項第2号」を加え、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の右に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第6項第3号において同じ。）」を加え、同項第4号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（第6項第4号および第8項において「基準エネルギー消費効率」という。）」に、「次項および第6項」を「以下この条」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第61条第1項第2号ア	6,500円	3,500円

	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第61条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円

第61条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第61条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第61条第1項第5号ア	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

付則第10条の3第5項中「字句は、」の右に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第7項中「第3項、第4項（）」を「第4項および第5項（これらの規定を）」に、「または第5項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「ならびに第6項および第7項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「前項の」を「第5項の」に改め、「、平成22年度基準エネルギー消費効率」の右に「（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であつて」および「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項および第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」を削り、「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に」を「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年

度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「」に、「前項中」を「第5項中」に改め、「第3項第4号に規定する」を削り、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円

	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第61条第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第61条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円

第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第61条第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第61条第1項第5号ア	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第61条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61

条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第12条第4項中「平成25年12月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

付則第13条の2第1項および第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

付則第20条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

付則第23条第1項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

付則第25条第1項中「同項に」を「次の各号に掲げる期間に取得された同条第1項に」、
「平成24年度分および平成25年度分」を「それぞれ当該各号に定める年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分および平成27年度分
- (3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分および平成28年度分

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第17条第3項の改正規定は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 4 改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）第39条の16の4第1項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項または第11条の12に規定する農地保有合理化法人または農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に

規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。））」と、「の実施により施行令第39条の5に規定する」とあるのは「に限る。）の実施により政令で定める」と、「または農業経営基盤強化促進法」とあるのは「または旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される平成24年度分および平成25年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。